

○売木村奨学金貸与規則

昭和 38 年 4 月 1 日

教委規則第 101 号

(目的)

第 1 条 この規則は売木村に居住し高等学校及び大学等に在学する者で能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、毎年予算の範囲内で奨学金を貸与することを目的とする。

(貸与の資格)

第 2 条 奨学金の貸与を受けることのできる者は次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 売木村に 3 年以上住所を有し売木中学校を卒業した者に限る。ただし、進学のため止むを得ず途中転学者をふくむ。

(2) 成績が良好で身体が強健でなければならない。

(3) 経済的理由により修学困難と認められる者

(貸与の額)

第 3 条 奨学金の貸与額は 1 人について月額 40,000 円以内とし、本人の希望、家庭の事情等を考慮に入れて決定する。

(貸与の期間)

第 4 条 奨学金の貸与を受ける期間は、その学校における成規の修業期間とする。

(利息)

第 5 条 奨学金には利息はつけない。

(出願手続)

第 6 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を添えて売木村教育委員会(以下「委員会」と云う。)に提出しなければならない。

(1) 奨学生願書(様式第 1 号)

(2) 履歴書

(3) 必要に応じ、学校長による奨学生推薦調書

(貸与の決定)

第 7 条 奨学金の貸与の許否は委員会が決定する。

2 前項の決定は保護者を得て本人に通知する。

(誓約書)

第 8 条 奨学金の貸与を許可された者(以下「奨学生」という。)は、連帯保証人(親権者又は未成年後見人[成年後見人])及び保証人が連署した誓約書(様式第 2 号)を保護者を経て委員会に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 9 条 奨学金は毎月保護者を経て本人に交付する。ただし、数ヶ月をあわせて交付することができる。

(奨学金の休止)

第 10 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の貸与を休止する。

(奨学金の停止)

第 11 条 奨学生が次の各号の一に該当するときはその翌日分から奨学金の貸与を停止する。

(1) 成績が著しく低下したとき

(2) 退学又は休学等の処分を受けたとき

(3) 素行が悪く奨学生をして不相当と認めるとき

(奨学金の償還)

第 12 条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業の月の 6 ヶ月後から貸与を受けた期間の倍の期間内にその全額を月賦、半年賦又は年賦で償還しなければならない。ただし、全額又は一部を一時に償還することをさまたげない。

第 13 条 奨学生が退学し又は奨学金を辞退し若しくは停止されたときは、その月の 6 ヶ月後から前条の規定に準じて償還しなければならない。

(借用証書)

第 14 条 奨学生が奨学金の全額を借り受けたときは、連帯保証人及び保証人が連書した奨学金借用証書(様式第 3 号)を保護者を経て教育委員会に提出しなければならない。

(償還猶予)

第 15 条 進学又は疾病その他正当の事由により委員会が償還を困難と認めたときは、相当の期間その償還を猶予することができる。

(償還免除)

第 16 条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金償還完了前に死亡したときは、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。この場合連帯保証人又は遺族は事情を具して奨学金の償還免除を委員会に願い出なければならない。

(延滞利息)

第 17 条 正当な理由がなくて奨学金の償還を延納したときは、100 円につき 1 日 4 銭の割合による延滞利息を徴収する。

(届出)

第 18 条 奨学生は、次に掲げる場合は連帯保証人及び保証人の連署のうえ直ちにその旨を委員会に届出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき

(2) 本人又は連帯保証人若しくは保証人の身分住所その他重要な事項に異動があったとき

2 保証人が死亡し若しくはその他の事由により資格を失い又は委員会において不相当と認めてその変更を命じたときは直ちに別の保証人を定めて保証人変更届(様式第 4 号)を提出しなければならない。

第 19 条 奨学生であった者は、奨学金償還完了前に本人、連帯保証人又は保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは直ちに委員会に届出なければならない。

(補則)

第 20 条 この規則に定めるほか必要な事項は、別に定める。